

品川区認証保育所保育料助成金交付要綱

制定	平成 20 年 4 月 28 日	区長決定	要綱第 71 号
改正	平成 21 年 3 月 31 日	部長決定	要綱第 254 号
改正	平成 22 年 4 月 30 日	区長決定	要綱第 99 号
改正	平成 24 年 9 月 18 日	区長決定	要綱第 201 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	区長決定	要綱第 177 号
改正	平成 28 年 3 月 22 日	区長決定	要綱第 113 号
改正	平成 28 年 8 月 8 日	区長決定	要綱第 230 号
改正	令和元年 10 月 1 日	区長決定	要綱第 310 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 11 号
改正	令和 2 年 5 月 1 日	区長決定	要綱第 153 号
改正	令和 3 年 8 月 6 日	部長決定	要綱第 262 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、認証保育所に入所している家庭の保育料負担を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日 12 福子推第 1157 号）に定める要件を満たし、東京都が認証した保育施設をいう。
- (2) 認可保育園 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所のうち、同法第 35 条第 4 項に規定する認可を得て設置されている保育所をいう。
- (3) 認証保育所保育料 認証保育所を利用する場合の月額の基本保育料をいう。
- (4) 児童 月の初日において認証保育所に在籍し、基本保育時間で月 160 時間以上の月極め契約により保育を受けた児童（品川区内に住民登録を置き、在住する者に限る）をいう。
- (5) 保護者 児童と同一の世帯に属し、認証保育所保育料を納入する義務を負っている者をいう。

(助成の対象者)

第 3 条 助成の対象者は、品川区内に住民登録を置き、現に居住している次の各号に掲げる者であって、認証保育所保育料の支払いが確認できるものとする。

- (1) 0 歳から 2 歳までの児童の保護者のうち区市町村民税が課税されているものおよび保育の必要性を有さず、区市町村民税非課税のもの
- (2) 0 歳から 2 歳までの児童の保護者のうち、保育の必要性を有し、区市町村民税が非課税のもの

2 前項各号に掲げる事項のうち、年齢については、当該年度初日の前日における満

年齢をいう。

(助成金の額)

第4条 助成の対象者に対する助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1項第1号に定めるもの 別表1①
- (2) 前条第1項第2号に定めるもの 別表1②

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者は、区長に対して、品川区認証保育所保育料助成金交付申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。)を当該年度の3月20日(この日が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下これらを「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日とする。)までに提出しなければならない。

2 別表第1①および②の表に定める助成金額の算定に当たり、前条第1号に定める保護者が、品川区保育の実施等に関する条例(昭和62年品川区条例第20号。以下この項において「条例」という。)第5条第2項および第3項の規定による認可保育園の保育料の額の特例を受けようとする場合で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事由に該当するときは、前項に定める期日までに、品川区認証保育所保育料助成金特例適用申請書(第1号様式の2)および当該事由を確認できる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 条例第5条第2項の規定による特例 同一世帯に属さないが、生計を一にし、扶養している子どもがいること
- (2) 条例第5条第3項の規定による特例 同一の世帯に身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者または障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所または入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。)に限る。)、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省児発第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)がいること。

(審査等)

第6条 区長は、前条の規定に基づき申請を行った保護者(以下「申請者」という。)に対し、その他審査に必要な書類の提出を求めることができる。

2 所得等の申告が行われていないため、世帯の課税額が判明しない場合は、助成を行わない。ただし、所得等の申告の義務がない者について、別の方法により課税額が確認できる場合は、この限りではない。

(助成金の交付の決定)

第7条 区長は、助成金の交付の申請があったときは、申請書兼請求書および関係書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、認証保育所保育料助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認められないときは、認証保育所保育料助成金交付非該当通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

3 助成金の交付は、口座振替により行うものとする。

（交付決定の取消しおよび助成金の返還）

第8条 区長は、申請者が、次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付申請を行ったとき。

(2) 認可保育園に入所や助成対象の要件を欠いた場合。

2 区長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

2 平成25年3月1日の時点において、現に認証保育所に在籍している2歳以上の児童のうち平成25年4月1日以降も継続して同認証保育所に在籍するものについては、なお、従前の例による。（年齢については、当該年度初日の前日における満年齢をいう。）

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年8月8日に決定し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、令和2年2月1日から適用する。ただし、改正後の第1号様式は、

令和2年4月1日から適用する。

- 2 改正後の第3条、第4条および別表1の規定は、令和元年10月1日以後の認証保育所保育料について適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から適用する。
- 2 第2条第4号の規定の適用については、令和2年3月1日から当分の間、同号の規定中「基本保育時間で月160時間以上の月極め契約」とあるのは、「月極め契約」と読み替えるものとする。
- 3 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）による臨時休園等により、保護者が各認証保育所から返金を受けた場合における別表1①の適用については、同表中「払っている基本保育料」を「払っている基本保育料から、保護者が各認証保育所から返金を受けた額を減じた額」とする。

付 則

この要綱は、令和3年 月 日から適用する。

別表1

認証保育所保育料助成金額表

- ① 差額助成（区市町村民税課税世帯および保育の必要性を有さない非課税世帯）

助成金額
品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号）第5条第1項1号、第2項および第3項で定める各世帯の認可保育園の保育料（品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年品川区条例第49号）付則第4項の規定により必要な調整を行う場合を含む。）と、実際に保護者が各認証保育所に払っている基本保育料との差額を助成金額とする。ただし、助成額の算定にあたっては認証保育所の基本保育料の上限を66,000円とする。

備考 当該世帯が、品川区保育の実施等に関する条例施行規則別表条件番号15に該当する場合は、同規則第18条の規定に基づく減額を行った後の保育料とする。

② 差額助成（保育の必要性を有する区市町村民税非課税世帯）

助成金額

品川区認可外保育施設等利用費支給要綱（令和元年9月25日区長決定第301号）第4条第2号に規定する額と、実際に保護者が各認証保育所に払っている基本保育料との差額を助成金額とする。ただし、助成額の算定にあたっては認証保育所の基本保育料の上限を66,000円とする。

年 月 日

年度
品川区認証保育所保育料助成金交付申請書 兼 請求書

品川区長あて

品川区認証保育所保育料助成金交付要綱第5条第1項に基づき、年度認証保育所保育料助成の交付について申請し、交付決定に基づき助成金を請求しますので、下記の口座に振り込んでください。

また、以下の申請内容に変更があった場合は、再度申請いたします。

なお、助成金、給付金の受給資格に係る審査に際して、次の事項に同意します。

- (1) 私、配偶者その他児童と生計を一にする扶養義務者の所得額、特別区民税等の課税資料および資格の有無を品川区が公簿等で確認すること。
- (2) 認証保育所保育料の支払に関することを認証保育所に確認すること。

・ 対象児童(対象児童ごとに申請してください。)

①氏名(フリガナ)	②生年月日・年齢	③施設名
(フリガナ)	年 月 日生 年4月1日現在(歳児)	施設名 (入所年月日: 年 月 日)

・ 助成対象児童に兄・姉がいる場合のみご記入ください。

(兄・姉が3人以上いる場合は、助成対象児童から見て年齢の近い2人のみ記入)

続柄	氏名(フリガナ)	生年月日	施設名
兄・姉	()	年 月 日生	(入所年月日: 年 月 日)
兄・姉	()	年 月 日生	(入所年月日: 年 月 日)

・ 申請者(保護者・口座名義人)

氏名(フリガナ)	住所・電話番号		年1月1日	年1月1日	
(フリガナ)	住所	電話 ()	品川 区内 在住 品川 区外 在住	品川 区内 在住 品川 区外 在住	
金融機関	支店	種別	口座番号		
銀行 信用金庫 信用組合	支店 出張所	普通			
申請者以外の 保護者 (有・無)	続柄	氏名(フリガナ)	住所	年1月1日	年1月1日
	父・母	()		品川 区内 在住 品川 区外 在住	品川 区内 在住 品川 区外 在住
婚姻歴がなく、児童扶養手当を受給している はい / いいえ					

区使用欄

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
年分区市町村民民税				階層	年分区市町村民民税				階層			
										第1子	第2子	第3子

施設等利用費(幼児教育・保育の無償化)に該当する世帯は裏面へ⇒

年度
品川区認可外保育施設等施設等利用費請求書

品川区長あて

品川区認可外保育施設等施設等利用費支給要綱第5条第1項に基づき、年度認可外施設等施設等利用費の支給について請求しますので、下記の口座に振り込んでください。

また、以下の申請内容に変更があった場合は、再度申請いたします。

なお、助成金、給付金の受給資格に係る審査に際して、次の事項に同意します。

- (1) 私、配偶者その他児童と生計を一にする扶養義務者の所得額、特別区民税等の課税資料および資格の有無を品川区が公簿等で確認すること。
- (2) 認証保育所保育料の支払に関することを認証保育所に確認すること。

■ 施設等利用費(幼児教育・保育の無償化)に必要な添付書類

1 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育を利用した場合 (1) 品川区認可外保育施設等施設等利用費請求書(第1号様式) (2) 品川区特定子ども・子育て支援領収書 兼 提供証明書(第3号様式)
2 子育て援助活動支援事業を利用した場合 (1) 援助を行う会員(提供会員)が発行した活動報告書の写し

■ 対象児童(対象児童ごとに申請してください)

氏名(フリガナ)	生年月日・年齢	施設名
(フリガナ)	年 月 日生	施設名
	年4月1日現在(歳児)	(入所年月日: 年 月 日)
保育の必要性の認定番号	転入出日	
()	転入(出)日 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 第2号認定 <input type="checkbox"/> 第3号認定		

■ 申請者(保護者・口座名義人)

氏名(フリガナ)	住所・電話番号	
(フリガナ)	住所	
	電話 ()	
金融機関	支店	口座番号
銀行 信用金庫 信用組合	支店 出張所	

認証 保育所 お 通 い の 保 育 費 に 関 し て	契約利用料 支払額		A1 B1 C1	←	品川区特定子ども・子育て支援領収書 兼 提供証明書の「食材費以外」の金額をお書きください。
	月分	円			
	月分	円			
	月分	円			

複数の施設を併用した場合に2・3を記入

2 (併用施設)	利用した保育施設・事業名	所在地	支払額		
	()	郵便番号 -	月分	円	A2
		電話番号 ()	月分	円	B2
			月分	円	C2
3 (併用施設)	利用した保育施設・事業名	所在地	支払額		
	()	郵便番号 -	月分	円	A3
		電話番号 ()	月分	円	B3
			月分	円	C3

支払総額 ①	支給上限月額 ② ※1	請求額 ①と②を比較し、小さい額を記入	
月 (A1+A2+A3) 円	2号認定 37,000円 (3~5歳児)	月	円
月 (B1+B2+B3) 円		月	円
月 (C1+C2+C3) 円	3号認定 42,000円 (0~2歳児 住民税非課税世帯)	月	円
円		計	円

品川区認証保育所保育料助成金特例適用申請書

※税額制限有り

年 月 日

品川区長 あて

住所

申請書
(保護者) 氏名

品川区認証保育所保育料助成金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、認証保育所保育料助成金の算定における認可保育園の保育料の額の特例の適用を申請します。

児童名	施設名

区分 1または2を○で囲んでください

1. 要保護者のいる世帯の保育料軽減 (第一子保育料半額減免、第二子保育料全額免除)

申請理由

同一世帯内に次のいずれかに該当する者がいる (該当する番号を○で囲んでください)。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※ (1) ~ (3) のいずれかに該当した場合、各手帳の写しを必ず添付してください。

2. 多子保育料軽減

申請理由

住民票上住居が別であるが、生計を一にし、扶養している子どもがいる

例) 通っている学校が遠方のため、寮に入っている子どもがいる 等

該当する子ども 名前
現住所

※ 戸籍謄本の写し (コピー可) を必ず添付してください。

※ 当申請書を提出したことにより、実際の認可保育園の保育料が減額されるわけではありません。

<区処理欄>

- 1 ひとり親等適用 有 (半額 無償) 無
- 2 変更後保育料計算 第一子 第二子 第三子

適用後認可保育料月額 _____円

収 受 印

年 月 日

様

品川区長



品川区認証保育所保育料助成金交付決定通知書
【第 期】

年度認証保育所保育料助成金について、下記のとおり交付することと決定したので、品川区認証保育所保育料助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

1 対象児童名

2 交付決定金額 ￥ ー

(内訳)

4月分	5月分	6月分	7月分	第 期合計 ¥ ー
8月分	9月分	10月分	11月分	
12月分	1月分	2月分	3月分	

3 補助金振込指定口座

銀行名			
支店名			
口座種別		口座番号	
口座名義			

上記の詳細については、別紙「品川区認証保育所保育料助成金交付決定について」をご参照ください。

【問い合わせ】 〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所

年 月 日

様

品川区長



品川区認証保育所保育料助成金交付非該当通知書
【第 期】

先に申請のありました 年度認証保育所保育料助成金の交付について審査した結果、品川区認証保育所保育料助成金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、助成金の交付対象としないことと決定したので通知します。

なお、助成対象者の条件については、別紙「品川区認証保育所保育料助成金交付決定について」をご確認ください。

- 1 対象園児名
- 2 非該当理由

【お問い合わせ先】 〒140-8715 品川区広町 2-1-36
品川区役所